

なお、市民の代表である北九州市議会は、7月に開催された臨時議会において、災害廃棄物の処理に係る予算を全会一致で可決しており、災害廃棄物の受け入れに賛成している。

## 2 訴状の第2の9について

原告らは、被告北九州市が行う風評被害防止対策が違法であると主張している。

しかしながら、被告北九州市が行おうとしているのは、甲27号証で北九州市市長が述べているとおり、誰もが閲覧できる状態にあるインターネット上の情報を閲覧し、被告北九州市が行う災害廃棄物の処理についての誤った情報があれば、報道機関を通じて、その旨を市民に対し情報提供するというものに過ぎない。

したがって、何ら市民の表現の自由を制約するものではなく、むしろ、誤報による風評被害等を防ぐために、被告北九州市として正確な情報を提供していくことは、市民の知る権利に資するものであり、被告北九州市としての当然の役割である。

よって、かかる情報提供が違法と評価されるべき理由など全くない。

## 3 その他について

### (1) 被告宮城県の準備書面(1)における主張を全て援用する。

原告らの準備書面1及び準備書面2に記載された事実については、必要に応じて追って認否、反論する予定であるが、被告宮城県の上記準備書面の「第6」においても指摘されているように、本訴訟における原告らの請求については、主張全体にわたって、不明瞭な点が散見される。

すなわち、原告らの請求は、「被告らの違法かつ不必要な放射能その他の汚染物質によって汚染されたがれきの搬入・焼却処分により、原告らの生命・身体・健康に対する被害の恐れが生じ、精神的な不安・苦痛を感じさせられている」(原告ら準備書面2の1ページ)とのことである。しかしながら、①

原告らが「その1」乃至「その10」として列挙する「違法性」や「不要性」に関する事由と損害との間の因果関係は不明であり、また、②抽象的かつ主観的な「恐れ」について慰謝料を求める根拠も不明であり、さらに、③原告らの生命・身体・健康に対して被害を及ぼす蓋然性の立証責任がない旨の主張(原告ら準備書面2の3ページ)の法的根拠も不明であり、加えて、④その慰謝料額の算定根拠も不可解である。以下、これらの点を詳述する。

## (2) 原告ら列挙事由と損害との因果関係について

原告らが「その1」乃至「その10」として列挙する「違法性」や「不要性」に関する事由については、いずれも全く理由がないが、そもそも、被告宮城県準備書面(1)9頁や仮処分決定(乙ロ13)6頁において指摘されているように、損害との間に相当因果関係が認められないものが認められるほか、「当該違法事由がなければ、権利侵害や損害が生じなかった」という条件関係すらも認め難いものが散見する。例えば、交通事故を起こした車両の運転手に、脇見運転とシートベルトの不着用という違法事由が存した場合、脇見運転については事故による被害との因果関係が認められても、シートベルト不着用は全く条件関係がなく、争点として議論する必要性など皆無である。

この点、被告北九州市答弁書において、被告宮城県のがれきの処理権限の有無と権利侵害との間の関連性の説明を求めているところであるが、それ以外に、原告の主張する違法事由のうち「その3」「その4」「その5」「その7」「その9」についても、個々の主張に理由がないだけでなく、権利侵害との関連性自体が不明である。なお、原告が「その10」として主張する「広域処理の必要性の不存在」については、政治的判断の相当性の議論であり、その是非は、民主主義の過程で判断されるべき事項であって、そもそも不法行為の要件事実である違法性に関係する事実ですらなく、その主張の位置づけは不明である。